

簡易宿所営業構造等基準

項 目		基 準	根 拠
客室	面 積	客室の延床面積は、33 m ² 以上	令1-3-1、条9-1-4 区規13-2
		一客室の面積（寝室・浴室・便所・洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分、押入・床の間は除く）が最低3 m ² 以上	条9-1-3 区規13-1
	階層式寝台 (設置の場合)	上段と下段の間隔が、約1m以上	令1-3-2
		2層以下	条9-1-5
	少人数(1人)客 室の延べ床面積	全部の客室の延べ床面積の2分の1未満	条9-1-6
	定 員	有効部分（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計）の面積が1.5 m ² につき1人	条4-1-6イ、区規9
	採 光	採光窓（有効面積の1/10以上）	条9-3(7-1-4)指導
	照 明	40ルクス以上の設備（客室・応接室・食堂）	条4-1-2ア
ガス設備を 設ける場合	専用の元栓を設置	条9-3(条7-1-8)	
	耐食性・耐圧性で、容易に接合部分が外れない材質		
寝具の収納	十分な数量を有し、十分な広さの収納設備を設ける(和室の場合、原則各室に押入)	条9-3(7-1-5、7-1-6 指導)	
履物の保管	宿泊者の利用しやすい位置に保管する設備を設ける	条9-1-2	
浴 室	入浴設備を有すること。(近接して公衆浴場がある場合は除く)(別表)	令1-3-4	
	洋式浴槽の浴槽水は、利用者ごとに取り替え可能な構造設備であること	条9-3(7-1-7ア)	
	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合、十分な広さの脱衣室を付設する	条9-3(7-1-7イ)	
	和式浴室を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓、水栓を有する	条9-3(7-1-7ウ)	
洗面所	適当な規模の洗面設備を有すること	令1-3-5	
	共同洗面所を設ける場合は規則で定める数(別表)の給水栓を設置すること	条9-3(7-1-10)、区規15	
便 所	適当な数の便所を有すること	令1-3-6	
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること	条9-3(条7-1-9ア)	
	便所を付設していない客室を有する階には、男女区別した共同便所を設ける(別表)	条9-3(条7-1-9イ)	
調理場を 設ける場合	壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。	条9-2(7-1-3ア)	
	宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。	条9-2(7-1-3イ)	
	出入口、窓その他開閉部には防虫設備を、排水口には防臭設備をすること。	条9-2(7-1-3ウ)	
	十分な能力の換気設備を有すること。	条9-2(7-1-3エ)	
	調理場・配膳室50ルクス以上の設備	条4-1-2イ	
客室等の境	客室と他の客室との境は、壁、ふすま、戸板又はこれらに類するもので区画	条9-3(8-1-1)	
廊下及び階段	20ルクス以上・午後11時から午前6時までの間は10ルクス以上の設備	条4-1-2ウ	
玄関帳場	宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること	条9-1-1	
	客の上半身を確認できる構造(床面積3 m ² 以上)	指導(要領)	
	宿泊料を表示した案内書、表示板を備え付ける	条6-1-3	
施設共通	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令1-3-3	
教育施設	学校等からおおむね百メートルの区域内にある場合、内部の見通しを遮る設備	指導	
その他の指示 事項	名称	極力「ホテル」をつけない	指導
	客室の掲示	入り口には、室番号又は室名を表示	条6-1-1
		定員・を表示した案内書、表示板等を備え付ける。	条6-1-2
宿泊者名簿の内容	氏名・住所・職業・性別・年齢・前泊地・行先地・到着日時・出発日時・室名・国籍及び旅券番号(外国人のみ)・連絡先電話番号	法6-1、規4の2 区規8	

	従事者名簿の内容	氏名・生年月日・住所・従事職種・就業年月日・連絡先電話番号	条61-4、区規12
--	----------	-------------------------------	------------

別表

項 目		基 準	根 拠														
	洋式浴室	浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造	条 7-1-7 ア														
	和式浴室	十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること	条 7-1-7 ウ														
	ろ過器等設置して浴槽水を循環させる場合	ろ過器は十分なる過能力、上流側に集毛器設置	条 7-1-7 エ-(ア)														
		ろ材は十分な逆洗ができる又は容易に交換可能な材質	条 7-1-7 エ-(イ)														
		循環水：打たせ湯・シャワー等への再利用禁止	条 7-1-7 エ-(ウ)														
		循環水：浴槽からあふれた湯水の再利用禁止	条 7-1-7 エ-(エ)														
		循環水：誤飲、飛まつ吸引等による事故防止措置	条 7-1-7 エ-(オ)														
	循環水の取入口：吸込み事故防止措置	条 7-1-7 エ-(カ)															
便所	便所を付設していない客室がある階	男子用・女子用を区分した共同便所の設置 男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。	条 7-1-9 イ 区規 14														
		①便所を付設していない客室の合計定員が 30 人以下の場合															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計定員</th> <th>便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6 人以上 10 人以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11 人以上 15 人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>16 人以上 20 人以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>21 人以上 25 人以下</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>26 人以上 30 人以下</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		合計定員	便器数	5 人以下	2	6 人以上 10 人以下	3	11 人以上 15 人以下	4	16 人以上 20 人以下	5	21 人以上 25 人以下	6	26 人以上 30 人以下	7
		合計定員		便器数													
		5 人以下		2													
		6 人以上 10 人以下		3													
		11 人以上 15 人以下		4													
		16 人以上 20 人以下		5													
21 人以上 25 人以下	6																
26 人以上 30 人以下	7																
②合計定員が 31 人以上 300 人以下の場合 30 人を超過して 10 人を増すごとに 1 個を 7 個に加算した便器数 10 人に満たない端数は、10 人とする。																	
③合計定員が 301 人以上の場合 300 人を超過して 20 人を増すごとに 1 個を 34 個に加算した数 20 人に満たない端数は、20 人とする。																	
洗面所	共同洗面所を設置する場合	① 洗面設備を付設していない客室の合計定員が 30 人以下の場合、給水栓は 5 人につき 1 個の割合で算定した数とする。 5 人に満たない端数は、5 人とする。	条 7-1-10 区規 15														
		② 洗面設備を付設していない客室の合計定員が 31 人以上の場合、30 人を超過して 10 人を増すごとに給水栓 1 個を 6 個に加算した数。 10 人に満たない端数は、10 人とする。															

根拠法令等

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）

大田区旅館業法施行条例（条）・大田区旅館業法施行規則（区規）